



秋田県公報

目次

| | |
|---|-----|
| 告示 | ページ |
| 生活保護法による医療機関の指定(五八九・福祉政策課)..... | 1 |
| 生活保護法による施術者の指定(五九〇・福祉政策課)..... | 1 |
| 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(五九一・福祉政策課)..... | 2 |
| 都市計画の変更による送付図書の縦覧(五九二・五九三・都市計画課)..... | 2 |
| 道路の供用開始(五九四・五九五・道路課)..... | 2 |
| 都市計画事業の事業計画の変更の認可(五九六・北秋田地域振興局建設部)..... | 3 |
| 建築基準法による道路位置の指定(五九七・山本地域振興局建設部)..... | 3 |
| 開発行為に関する工事の完了(五九八・仙北地域振興局建設部)..... | 4 |

| | |
|--------------------------------------|---|
| 証紙売りさばき人の廃止の届出(五九九・会計課)..... | 4 |
| 証紙売りさばき人の指定(六〇〇・会計課)..... | 4 |
| 公告 | |
| 県管土地改良事業の換地処分(鹿角地域振興局農林部)..... | 4 |
| 土地改良区の合併の認可(仙北地域振興局農林部)..... | 4 |
| 物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)六件..... | 4 |
| 教育委員会公告 | |
| 社会教育主事の認定..... | 9 |
| 選挙管理委員会告示 | |
| 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(九一)..... | 9 |
| 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(九二)..... | 9 |

告 示

秋田県告示第五百八十九号
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
 平成十七年六月二十四日
 秋田県知事 寺 田 典 城

| 名 称 | 開設者氏名又は名称 | 所 在 地 | 診 療 科 名 | 指 定 年 月 日 |
|----------------|------------------------|----------------|---------|-------------|
| 北秋田市訪問看護ステーション | 北秋田市長職務執行者 | 北秋田市脇神字南陣場岱十番地 | 訪問看護 | 平成十七年三月二十二日 |
| 訪問看護ステーションかつら | 北秋田市上小阿仁村病院組合 管理者職務代理者 | 北秋田市米内沢字林の腰三番地 | 訪問看護 | 平成十七年三月二十二日 |

秋田県告示第五百九十号
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定

したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
 平成十七年六月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

| | | | | | |
|------|------------------|---------------|------------------|-------|-------------|
| 氏名 | 住所 | 施術所の名称 | 施術所の所在地 | 業務の種類 | 指定年月日 |
| 加藤 剛 | 由利郡仁賀保町平沢字白幡森九 一 | モキ子にかほ 整骨院 | 由利郡仁賀保町平沢字白幡森九 一 | 柔道整復 | 平成十七年四月二十八日 |

秋田県告示第五百九十一号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の

| 名 称 | 開設者氏名又は名称 | 所 在 地 | 廃 止 年 月 日 |
|-----------------|---------------------|------------------|-------------|
| 森吉町国民健康保険診療所 | 森吉町長 | 北秋田市小又字下川原百九十二番地 | 平成十七年三月二日 |
| 鷹巣町老人訪問看護ステーション | 鷹巣町長 | 北秋田市住吉町三番十三号 | 平成十七年三月二十一日 |
| 訪問看護ステーションかつら | 森吉町外四カ町村病院組合 管理者 | 北秋田市米内沢字林の腰三番地 | 平成十七年三月二十一日 |

規定に基づき、告示する。

平成十七年六月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第五百九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、大仙市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十七年六月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 縦覧に供すべき図書
大曲都市計画公園（四・四・四号神岡中央公園）の変更の総括図、計画図及び計画書
- 二 縦覧場所
秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第五百九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、比内町長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十七年六月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 縦覧に供すべき図書
比内都市計画下水道（比内町公共下水道）の変更の総括図、計画図及び計画書
- 二 縦覧場所
秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第五百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十七年六月二十四日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

| | | | |
|-------|---------|----------------------------|---|
| 道路の種類 | 路線名 | 区 | 間 |
| 県道 | 秋田岩見船岡線 | 秋田市河辺三内字繫沢一五六番地先から一五七番地先まで | |

二 供用開始の期日 平成十七年六月二十四日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成十七年六月二十四日から同年七月七日まで

秋田県告示第五百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十七年六月二十四日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

| | | | |
|-------|----------|--------------------------|---|
| 道路の種類 | 路線名 | 区 | 間 |
| 県道 | 本荘西仙北角館線 | 大仙市土川字小杉山二二三番から一〇二番一地先まで | |

二 供用開始の期日 平成十七年六月二十四日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成十七年六月二十四日から同年七月七日まで

秋田県告示第五百九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十七年六月二十四日

秋田県知事 寺田典城

一 施行者の名称

比内町

二 都市計画事業の種類及び名称

比内都市計画下水道事業 比内町公共下水道

三 事業施行期間

平成元年七月十一日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

平成元年秋田県告示第四百七十六号、平成八年秋田県告示第三百七十四号、平成十年秋田県告示第五百九十五号、平成十三年秋田県告示第二百六十四号及び平成十七年秋田県告示第三百号の事業地に比内町味噌内字鬼ヶ沢、字村下、字財ノ神、字牛ヶ首、字館下、字稲荷下、字屋布下、字下台及び字屋布尻並びに笹館字笹館、字中清水、字館下及び字伊勢堂を加え、笹館字水無及び新館字野間地内において事業地を変更する。

(二) 使用の部分

なし

秋田県告示第五百九十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定に基づき、公告する。

平成十七年六月二十四日

秋田県知事 寺田典城

| | | | | |
|------------|------------|-------|-------|-------|
| 申請者の住所及び氏名 | 道路の位置の指定箇所 | 道路の延長 | 道路の幅員 | 指定年月日 |
|------------|------------|-------|-------|-------|

| | | | | |
|-------------------------|-------------|----------|---------|------------|
| 能代市字大内田一二五番地 宮 腰 末三郎 | 能代市字大内田九五番一 | 三十・二メートル | 四・〇メートル | 平成十七年六月十四日 |
|-------------------------|-------------|----------|---------|------------|

秋田県告示第五百九十八号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十七年二月二十一日付け指令仙建 十七 八で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成十七年六月二十四日

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 秋田県知事 寺 田 典 城
 大仙市川目字町東三十三番地
- 株式会社タカヤナギ 代表取締役 高 柳 恭 佑
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
 大仙市飯田字堰東百七十六番一

秋田県告示第五百九十九号
 秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第五十七条第五項の規定により、証紙の売りさばきを廃止する旨の届出があったので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。
 平成十七年六月二十四日

- 秋田県知事 寺 田 典 城
 売りさばきを廃止した者の住所及び氏名
 南秋田郡五城目町川崎字宮花五番地八 加 藤 武 夫

秋田県告示第六百号
 秋田県証紙条例（昭和三十九年秋田県条例第三十五号）第六条第一項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人を指定したので、同条第二項の規定に基づき、告示する。
 平成十七年六月二十四日

| | | |
|-----------------|---------------|-------|
| 証紙売りさばき人の住所及び氏名 | 売りさばき場所 | 指定年月日 |
| | 秋田県知事 寺 田 典 城 | |

| | | |
|----------------------------------|-----------------------|------------|
| 南秋田郡五城目町川崎字 宮花五番地八 加 藤 明 夫 | 南秋田郡五城目町川崎字 宮花五番地八 | 平成十七年六月十七日 |
|----------------------------------|-----------------------|------------|

公 告

平成十七年六月十七日県営土地改良事業（芦名沢地区担い手育成基盤整備事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。
 平成十七年六月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城
 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第七十二条第二項の規定により、平成十七年六月十五日土地改良区の合併を認可したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成十七年六月二十四日

- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 合併により設立された土地改良区
 秋田県西仙北土地改良区
- 二 合併により解散した土地改良区
 西仙北東土地改良区
 仙北郡西仙北町大沢郷土地改良区

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十七年六月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び購入予定数量(一リットル当たりの単価契約とする。)
重油 六万二千リットル
- (二) 購入物品の仕様等
日本工業規格一種一号
その他入札説明書及び仕様書による。
- (三) 契約期間
契約した日から平成十七年九月三十日(金)まで
- (四) 納入場所
秋田県庁
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (二) 契約条項を示す場所等
契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)
- (三) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を含め、平成十七年六月二十四日(金)から同年七月四日(月)規定する県の休日を除き、平成十七年六月二十四日(金)から同年七月四日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十七年七月八日(金)午後一時三十分
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)(第六十条から第六十三条までに規定するところによる。)
- 六 その他
- (一) 入札の方法
入札金額は一リットル当たりの単価とする。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望

- 金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効
規則第六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
詳細は、入札説明書による。
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)(第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十七年六月二十四日
秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び購入予定数量(一リットル当たりの単価契約とする。)
灯油 二万四千リットル
- (二) 購入物品の仕様等
日本工業規格一号
その他入札説明書及び仕様書による。
- (三) 契約期間
契約した日から平成十七年九月三十日(金)まで
- (四) 納入場所
秋田県庁
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (二) 契約条項を示す場所等
契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)

- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年六月二十四日(金)から同年七月四日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十七年七月八日(金)午後一時四十五分
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法
入札金額は一リットル当たりの単価とする。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効
規則第六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
詳細は、入札説明書による。
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十七年六月二十四日
- 秋田県知事 寺田典城
- 一 入札に付する事項

- (一) 購入物品名及び数量
作業服(夏用) 上衣他 一式
- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十七年八月五日(金)
- (四) 納入場所
県が指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (一)(二)(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)
- 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年六月二十四日(金)から七月四日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十七年七月八日(金)午後二時
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効
規則第六十六条に規定するところによる。

- (三) 落札者の決定方法
 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
 詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十七年六月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量
 小型四輪乗用車（捜査用車） 四台
 - (二) 購入物品の仕様等
 入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 納入期限
 平成十七年九月三十日（金）
 - (四) 納入場所
 秋田県警察本部
- 二 入札に参加する者に必要な資格
 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 秋田県出納局管財課（電話番号〇一八 八六〇 二七三八）
 入札説明書及び仕様書の交付方法
 秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年六月二十四日（金）から同年七月四日（月）までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

- 平成十七年七月八日（金）午後二時十五分
 秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
 秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六十條から第六十三條までに規定するところによる。

六 その他

- (一) 入札の方法
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効
 規則第六十六條に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法
 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
 詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十七年六月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量
 軽四輪貨物自動車 六台
 - (二) 購入物品の仕様等
 入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 納入期限

- (四) 平成十七年八月三十一日(水)
納入場所
秋田県警察本部
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を含める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年六月二十四日(金)から同年七月四日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十七年七月八日(金)午後二時三十分
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号、以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効
規則第六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等

- (五) 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
その他
詳細は、入札説明書による。
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十七年六月二十四日
秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量
特種用途普通貨物自動車 一台
購入物品の仕様等
- (二) 入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十七年九月三十日(金)
- (四) 納入場所
秋田県警察本部
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を含める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年六月二十四日(金)から同年七月四日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十七年七月八日(金)午後二時四十五分
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号、以下「規則」という。)第六

六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

教育委員会 公告

社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第九条の四第四号の規定により、次者を社会教育主事の資格を有する者として認定したので、社会教育主事の資格の認定に関する規則(昭和三十五年秋田県教育委員会規則第七号)第三条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十七年六月二十四日

秋田県教育委員会委員長 渡部 聡

- 一 現住所 秋田県湯沢市高松字上地一五二番地一
- 二 氏名 遠田 寛高
- 三 生年月日 昭和五十五年四月九日
- 四 認定年月日 平成十七年六月十五日

選挙管理委員会告示

秋選管告示第九十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)とありである。

平成十七年六月二十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中 伸一

五十分の一の数 一九、二五五

三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合)にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二二七、一一七

秋選管告示第九十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十七年六月二十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中 伸一

選挙区別

| | |
|--------|--------|
| 秋田市 | 八五、〇二二 |
| 能代市 | 一四、六八五 |
| 横手市 | 一〇、九五一 |
| 大館市 | 一八、〇四〇 |
| 本荘市 | 一一、一四七 |
| 男鹿市 | 八、三〇八 |
| 湯沢市 | 九、三一九 |
| 大曲市 | 一〇、六二五 |
| 鹿角市鹿角郡 | 一一、五〇四 |
| 北秋田郡 | 一七、八七四 |
| 山本郡 | 一三、二三二 |
| 南秋田郡 | 一九、八四〇 |
| 河辺郡 | 五、二〇一 |

| | | | |
|---------|-------|-------|---------|
| 雄勝郡 | 平鹿郡 | 仙北郡 | 由利郡 |
| 一、二、四、五 | 一、三、五 | 三、六、〇 | 二、七、五、六 |

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

発行 秋田県

発行所 秋田市山王四丁目一番一号

印刷者

印刷所

秋田株式会社
 〒990-0005 秋田市山王七丁目五番二十九号
 電話(082)8766000
 FAX(082)8766005
 E-mail:matsubara@matsubaranatsus.co.jp
 松原印刷社

